

社会福祉法人いぶき福祉会 役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いぶき福祉会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬等は、無報酬とする。

(費用)

第4条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給できる。

- 2 定款第16条第4項に定める業務執行理事が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、別表1のとおり、当該費用を支給できる。
- 3 当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、第2項の費用を支給しない。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成29年6月15日より施行する。

附則

この規程は、平成29年12月19日より施行する。

別表1

理事会及び評議員会等の会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円